

令和5年9月27日



担当課	指導監査課
担当者	橋爪・増田・川端
電話	(073)435-1319
内線	5293・5253

## 介護保険サービス事業者に対する行政処分について

人格尊重義務違反により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和5年9月27日に事業者に通知しました。

### 1 対象事業者

法人名 有限会社ライフパートナー  
代表者 代表取締役 岩橋 杉子 (いわはし すぎこ)  
所在地 和歌山市内原634番地1

### 2 対象事業所

グループホームすずらん内原【認知症対応型共同生活介護】

### 3 行政処分の内容

内容 指定の一部効力の停止（新規受入停止及び介護報酬の請求上限7割）  
期間 令和5年9月28日から令和6年3月27日までの6か月間

### 4 経緯

本市に対する情報提供により、令和5年8月から監査を実施し、関係書類の精査及び関係者からの聴取の結果、下記の事実を確認したため、行政処分を行いました。

### 5 主な処分理由

- ・ 人格尊重義務違反  
管理者及び介護従業者が、利用者に対して身体的虐待を行った。